

# 伊勢市公報

第399号  
 令和4年6月20日  
 月曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ いせファミリー・サポート・センター事業運營業務受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市育児・家事支援事業運營業務受託者選定委員会規則	5
<b>告 示</b>	
○ 令和4年度国民健康保険料率について	7
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	11
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	12
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 市議会定例会の招集について	20
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	21
○ 令和3年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	22
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	40
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	41
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	42
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	43
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	44
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	45
○ 印鑑登録の職権抹消について	46
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	47
○ 公示送達	48

いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規

則をここに公布する。

令和4年6月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第37号

### いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、いせファミリー・サポート・センター事業運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部子育て応援課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則をここに公布  
する。

令和4年6月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 38 号

### 伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市育児・家事支援事業運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、健康福祉部子育て応援課において処理する。

#### (委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第115号

令和4年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和4年6月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割     | $\frac{5.95}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 21,200円            |
| (3) 世帯別平等割  |                    |
| 特定世帯以外の世帯   | 14,800円            |
| 特定世帯        | 7,400円             |
| 特定継続世帯      | 11,100円            |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割     | $\frac{2.88}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 9,800円             |
| (3) 世帯別平等割  |                    |

特定世帯以外の世帯	6,800円
特定世帯	3,400円
特定継続世帯	5,100円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.30}{100}$
(2) 被保険者均等割	9,600円
(3) 世帯別平等割	4,800円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	14,840円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	10,360円
特定世帯	5,180円
特定継続世帯	7,770円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	10,600円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	7,400円
特定世帯	3,700円
特定継続世帯	5,550円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	4,240円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	2,960円
特定世帯	1,480円
特定継続世帯	2,220円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア



及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	6,860円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	4,760円
	特定世帯	2,380円
	特定継続世帯	3,570円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	4,900円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,400円
	特定世帯	1,700円
	特定継続世帯	2,550円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	1,960円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,360円
	特定世帯	680円
	特定継続世帯	1,020円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	6,720円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	3,360円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 4,800円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 2,400円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,920円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 960円

伊勢市告示第 116 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称  
株式会社スマイルサークル
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 居宅介護支援事業所スマイルサークル  
所在地 伊勢市船江 4 丁目 18 番 28 号
- 3 指定の年月日  
令和 4 年 6 月 1 日
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援

伊勢市告示第 117 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 5 月 11 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	8 台
〃	令和 4 年 5 月 11 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
計			15 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

#### 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

#### 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 118 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 5 月 25 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	11 台
〃	令和 4 年 5 月 25 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	7 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
計			26 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、

伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 119 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、丸二マンション 1 棟自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 石 丸 喜 也

伊勢市吹上 2 丁目 9 番 32 号

丸二マンション 1 棟 705 号室

変更後 北 爪 勝 政

伊勢市吹上 2 丁目 9 番 33 号

丸二マンション 1 棟 710 号室



伊勢市告示第 120 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
六軒屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和 4 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 折 戸 優

伊勢市小俣町相合 1136 番地 2

変更後 中 西 俊 夫

伊勢市小俣町相合 1097 番地

## 伊勢市告示第 121 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 規約に定める目的

#### 変更前

自治会は、会員相互の親睦と福祉の増進に努め、基本綱領及び事業方針の実現を図り、明るく住みよい五十鈴ヶ丘団地の構築を目的とする。

#### 変更後

自治会は、会員相互の親睦と福祉の増進に努め、事業計画の実現を図り、明るく住みよい五十鈴ヶ丘団地の構築を目的とする。

### 2 区域

#### 変更前

伊勢市楠部町 263 番地 2 から 263 番地 226 まで、伊勢市中之町 20 番地 5 から 20 番地 143 まで、34 番地 2、34 番地 12 から 34 番地 14 まで及び 34 番地 16 並びに伊勢市中村町 302 番地 71 から 302 番地 136 まで、325 番地 252 から 325 番地 285 まで、325 番地 290 から 325 番地 294 まで及び 325 番地 301

#### 変更後

伊勢市楠部町 263 番地 2 から 263 番地 226 まで、伊勢市中之町 20 番地 5 から 20 番地 143 まで、34 番地 2、34 番地 12 から 34 番地 14 まで及び 34 番地 16 並びに伊勢市中村町 302 番地 71 から 302 番地 82 まで、302 番地 121 から 302 番地 136 まで、325 番地 252 から 325 番地 285 まで、325 番地 290 から 325 番地 294 まで、325 番地 170 及び 325 番地 301 とする。

### 3 主たる事務所

#### 変更前

自治会は、事務所を三重県伊勢市中村町 325 番地 283 五十鈴ヶ丘公民館におく。

#### 変更後

自治会は、事務所を三重県伊勢市中村町 325 番地 283 五十鈴ヶ丘公民館内に置く。

伊勢市告示第 122 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 4 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 6 月 20 日 (月) 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 123 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 4 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 4 年 6 月 20 日（月）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第 3 号 令和 3 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求  
めることについて

伊勢市告示第 124 号

令和 3 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和3年度下半期伊勢市病院事業の業務状況

### 1. 事業の概況

#### (1) 業務状況

入院患者数は、前年同期比 0.3%増の 39,396 人（2年度下半期 39,264 人）、外来患者数は、前年同期比 1.6%増の 63,523 人（2年度下半期 62,545 人）、健診者数は、前年同期比 9.3%増の 7,816 人（2年度下半期 7,151 人）となりました。

#### (2) 収益的収支の状況（金額は消費税抜き）

総収益は 4,723,738 千円、総費用は 4,796,385 千円となり、当期純損失は 72,647 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 3,030,247 千円、健診収益 162,780 千円、医業外収益 1,530,711 千円（うち他会計負担金 19,765 千円、他会計補助金 444,879 千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用 4,311,476 千円、健診費用 104,888 千円、医業外費用 316,258 千円、特別損失 63,763 千円となっております。

#### (3) 資本的収支の状況（金額は消費税込）

収入総額 171,102 千円、支出総額 554,501 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金 53,747 千円、企業債 48,500 千円、寄附金 14,610 千円、他会計補助金 7,700 千円、基金繰入金 45,120 千円、投資償還金 1,125 千円、県補助金 300 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 107,180 千円（資産購入費 107,180 千円）、企業債償還金 354,682 千円、投資 22,560 千円、基金積立金 70,079 千円となっております。

以上が令和3年度下半期の概要であります。

### 2. 職員に関する事項

（単位：人）

年 月 日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	会計年度 任用職員	計
4.3.31	54	92 (2)	245 (11)	28	2 (4)	167	588 (17)
3.9.30	54	92 (2)	246 (11)	28	2 (4)	163	585 (17)

\* ( ) は、外書きで再任用職員を表す。

### 3. 経理の状況

令和 3年 4月 1日から

令和 4年 3月31日まで

#### (1) 令和 3年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	執行額 (B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収入)				
病院事業収益	8,491,207,000	8,758,387,133	△267,180,133	103.1
医業収益	6,005,709,000	6,166,162,116	△160,453,116	102.7
健診収益	347,906,000	368,416,485	△20,510,485	105.9
医業外収益	2,137,492,000	2,223,808,532	△86,316,532	104.0
特別利益	100,000	0	100,000	0.0
(収益的支出)				
病院事業費用	8,398,517,000	8,354,809,784	43,707,216	99.5
医業費用	7,953,625,000	7,917,512,414	36,112,586	99.5
健診費用	206,732,000	203,300,063	3,431,937	98.3
医業外費用	173,297,000	170,234,307	3,062,693	98.2
特別損失	63,863,000	63,763,000	100,000	99.8
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
(資本的収入)				
資本的収入	581,526,000	578,397,000	3,129,000	99.5
負担金	453,747,000	453,747,000	0	100.0
企業債	50,000,000	48,500,000	1,500,000	97.0
寄附金	18,509,000	20,780,000	△2,271,000	112.3
基金繰入金	49,320,000	45,120,000	4,200,000	91.5
投資償還金	2,250,000	2,250,000	0	100.0
他会計補助金	7,700,000	7,700,000	0	100.0
県補助金	0	300,000	△300,000	-
(資本的支出)				
資本的支出	978,355,000	942,052,466	36,302,534	96.3
建設改良費	150,000,000	117,898,080	32,101,920	78.6
企業債償還金	708,956,000	708,955,386	614	100.0
投資	49,320,000	45,120,000	4,200,000	91.5
基金積立金	70,079,000	70,079,000	0	100.0



令和 3年 4月 1日から

令和 4年 3月31日まで

## (2) 令和 3年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	8,427,408,313	病院事業収益	8,698,045,065
医業費用	7,788,818,889	医業収益	6,143,362,111
給与費	4,189,451,549	入院収益	4,096,538,138
材料費	1,327,876,359	外来収益	1,852,890,059
経費	1,228,016,129	他会計負担金	56,658,000
減価償却費	999,550,493	その他医業収益	137,275,914
資産減耗費	755,171	健診収益	334,941,903
研究研修費	43,169,188	健診収益	334,941,903
健診費用	199,319,792	医業外収益	2,219,741,051
給与費	137,812,835	他会計補助金	444,879,400
材料費	6,260,983	他会計負担金	463,107,000
経費	39,057,556	県補助金	783,971,350
減価償却費	16,188,418	国庫補助金	16,058,907
医業外費用	375,506,632	長期前受金戻入	463,677,656
支払利息及び 企業債取扱諸費	62,021,323	その他医業外収益	48,046,738
雑損失	262,943,202		
負担金	23,694,307		
医業外雑費	26,847,800		
特別損失	63,763,000		
その他特別損失	63,763,000		
当期純利益	270,636,752		
合 計	8,698,045,065	合 計	8,698,045,065

令和 4年 3月31日

## (3) 令和 3 年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	17,184,858,843	固定負債	12,894,084,809
有形固定資産	16,710,899,030	企業債	11,185,461,373
土地	1,572,578,736	建設改良等企業債	11,185,461,373
建物	12,588,711,881	引当金	1,708,623,436
減価償却累計額	△1,186,835,174	退職給付引当金	1,708,623,436
構築物	1,530,514,503	流動負債	1,464,615,402
減価償却累計額	△138,730,484	企業債	693,871,542
器械備品	5,194,421,695	建設改良等企業債	693,871,542
減価償却累計額	△2,853,112,282	未払金	526,704,901
車両	11,129,691	医業未払金	412,826,001
減価償却累計額	△7,779,536	未払消費税	18,515,500
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	95,363,400
電話加入権	3,562,685	引当金	241,458,000
投資その他の資産	470,397,128	賞与引当金	203,172,000
長期貸付金	319,305,000	法定福利費引当金	38,286,000
基金	151,092,128	その他流動負債	2,580,959
流動資産	2,169,086,895	預り金	1,580,959
現金預金	912,345,630	預り保証金	1,000,000
現金	1,285,000	繰延収益	1,566,307,886
預金	911,060,630	長期前受金	3,420,961,762
未収金	1,216,396,435	長期前受金収益化累計額	△1,854,653,876
医業未収金	1,099,312,155	資本金	4,254,000,000
医業外未収金	196,230,740	剰余金	△825,062,359
その他未収金	300,000	資本剰余金	1,023,235,966
貸倒引当金	△79,446,460	受贈財産評価額	141,807,695
貯蔵品	40,344,830	他会計補助金	89,845,648
薬品	15,826,018	工事負担金	53,395,358
診療材料	21,654,216	寄附金	56,925,100
その他貯蔵品	2,864,596	他会計負担金	681,262,165
		欠損金	1,848,298,325
		当年度未処理欠損金	1,848,298,325
合 計	19,353,945,738	合 計	19,353,945,738

#### 4. 令和4年度予算の概要と事業の経営方針

本年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症患者等受入病床の確保を始めとした、新型コロナウイルス感染症への対応を図るとともに、アフターコロナを見据え、業務予定量として、入院患者数 87,314 人（1 日平均 239 人）、外来患者数 124,520 人（1 日平均 512 人）、健診者数 14,554 人（1 日平均 50 人）を予定しました。

収益的収支の状況は、総収益で 8,092,141 千円を予定し、主なものとして、入院収益 4,258,131 千円、外来収益 1,805,540 千円、健診収益 357,015 千円、他会計補助金 366,506 千円、他会計負担金 485,783 千円、県補助金 134,680 千円、総費用で 8,418,268 千円を予定し、主なものとして、給与費 4,390,388 千円、材料費 1,366,318 千円、経費 1,439,089 千円、減価償却費 1,013,551 千円としています。

資本的収支の状況は、総収入で 531,664 千円を予定し、主なものとして、他会計負担金 384,294 千円、企業債 100,000 千円、基金繰入金 42,120 千円、総支出で 933,362 千円を予定し、器械備品購入としての建設改良費 150,000 千円、企業債償還金 693,872 千円、医師及び看護師奨学金としての投資 42,120 千円、基金積立金 47,370 千円としています。

今後も、新病院建設に伴う企業債償還金、減価償却費のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい病院経営となることが予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進及び病院経営の健全化に取り組んでいきます。

# 令和3年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を目指し効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を行いました。

### (1) 業務量について

給水戸数は57,644戸で前年度より306戸増加した一方、給水人口は121,963人で前年度より1,230人減少しました。また、年間配水量は16,573,173 $\text{m}^3$ で前年度に比し1.36%の減少となり、有収水量は14,064,360 $\text{m}^3$ で前年度に比し1.57%の減少となり、その結果、有収率は84.9%となりました。

### (2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,599,102,416円、支出額2,265,924,821円の執行となり、333,177,595円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額672,263,732円、支出額1,523,161,697円の執行となり、建設改良費繰越財源2,141,700円を除くと、853,039,665円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において321,000,000円、支出において590,000,000円を翌年度に繰り越しました。

### (3) 建設改良事業について

送配水管延長は、前年度より1.6km増加し948.9kmとなりました。また、基幹管路耐震化工事及び老朽管更新工事等により7.8kmの更新を行い、その内、4.8kmの耐震化を行いました。その結果、送配水管の耐震化率は20.4%となり、その内、基幹管路の耐震化率は41.5%となりました。

施設については、老朽化に伴う滝倉加圧施設の更新工事を進めるとともに、その他の施設・設備についても、計画に基づいた更新を行いました。また、施設の統廃合のため南部配水池を新設する工事に着手しました。

なお、災害時に拠点となる重要施設への配水ルート耐震化については、昨年度に引き続き、本年度も国の補助を受け実施しました。

以上が本年度における事業の概要であります。

「伊勢市水道事業ビジョン」では、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなると予測しています。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、水道事業ビジョンの目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

## 2 給水状況

### (1) 給水戸数と給水人口

区 分	R3. 3. 31	R4. 3. 31	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57, 338戸	57, 644戸	306戸	100. 5
給水人口	123, 193人	121, 963人	△ 1, 230人	99. 0

### (2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
給水収益	2, 452, 972	2, 396, 881	97. 7

### (3) 配水量と有収水量

(単位 m<sup>3</sup>)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	前年比 (%)
配 水 量	16, 802, 331	16, 573, 173	△ 229, 158	98. 6
有収水量	14, 289, 053	14, 064, 360	△ 224, 693	98. 4
有収率 (%)	85. 0	84. 9	△ 0. 1	—

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職 員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R3.9.30	18	(4) 18	2	(4) 38
R4.3.31	17	(4) 18	2	(4) 37

\* ( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

#### 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和3年度伊勢市水道事業予算執行状況		令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
水道事業収益	2,823,690,000	2,827,122,525	△ 3,432,525	100.1
営業収益	2,536,798,000	2,543,764,856	△ 6,966,856	100.3
営業外収益	286,892,000	283,357,669	3,534,331	98.8
水道事業費用	2,488,327,000	2,412,546,880	75,780,120	97.0
営業費用	2,325,497,000	2,270,589,540	54,907,460	97.6
営業外費用	126,779,000	125,301,974	1,477,026	98.8
特別損失	26,051,000	16,655,366	9,395,634	63.9
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	1,004,087,000	672,263,732	331,823,268	67.0
企業債	664,300,000	468,900,000	195,400,000	70.6
負担金	269,356,000	132,933,131	136,422,869	49.4
他会計補助金	21,610,000	21,609,301	699	100.0
補助金	48,785,000	48,785,000	0	100.0
固定資産売却代金	36,000	36,300	△ 300	100.8
資本的支出	2,361,543,000	1,523,161,697	838,381,303	64.5
建設改良費	1,974,256,000	1,135,875,625	838,380,375	57.5
償還金	387,287,000	387,286,072	928	100.0

(単位 円)

(2) 令和3年度伊勢市水道事業損益計算書		令和3年4月 1日 から 令和4年3月31日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	2,265,924,821	水道事業収益	2,599,102,416
営業費用	2,170,499,407	営業収益	2,319,221,679
原水費	755,104,985	給水収益	2,230,124,747
配水及び給水費	303,407,783	受託工事収益	3,391,500
受託工事費	8,669,480	その他営業収益	85,705,432
総係費	215,217,898	営業外収益	279,880,737
減価償却費	844,491,396	受取利息及び配当金	1,519,781
資産減耗費	43,607,865	他会計負担金	198,604
営業外費用	78,770,048	他会計補助金	4,064,747
支払利息及び 企業債取扱諸費	73,468,261	長期前受金戻入	238,717,299
雑支出	5,301,787	雑収益	1,636,306
特別損失	16,655,366	加入金	33,744,000
その他特別損失	16,655,366		
当期純利益	333,177,595		
合計	2,599,102,416	合計	2,599,102,416

(単位 円)

(3) 令和3年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和4年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	25,307,994,611	固 定 負 債	5,328,870,892
有 形 固 定 資 産	25,046,802,870	企 業 債	4,964,774,310
土 地	1,416,434,401	建設改良等企業債	4,964,774,310
建 物	778,209,564	引 当 金	364,096,582
減価償却累計額	△ 537,239,373	退職給付引当金	223,244,582
構 築 物	38,623,937,208	特別修繕引当金	140,852,000
減価償却累計額	△ 16,524,611,227	流 動 負 債	771,387,948
機 械 及 び 装 置	3,329,536,395	企 業 債	385,560,760
減価償却累計額	△ 2,353,174,516	建設改良等企業債	385,560,760
車 両 運 搬 具	59,860,422	未 払 金	362,410,120
減価償却累計額	△ 45,848,982	貯蔵品購入未払金	579,523
工具、器具及び備品	66,716,936	営 業 未 払 金	139,808,617
減価償却累計額	△ 57,234,006	営 業 外 未 払 金	19,122,500
建設仮勘定	290,216,048	そ の 他 未 払 金	202,899,480
無 形 固 定 資 産	61,191,741	預 り 金	1,805,993
施設利用権	55,598,301	預 り 金	1,805,993
ソフトウェア	5,593,440	引 当 金	21,611,075
投資その他の資産	200,000,000	賞 与 引 当 金	18,108,015
投資有価証券	200,000,000	法定福利費引当金	3,503,060
流 動 資 産	2,753,424,269	繰 延 収 益	5,253,257,159
現 金 預 金	2,521,294,178	長 期 前 受 金	11,570,682,615
現 金	60,000	長 期 前 受 金	11,570,682,615
預 金	2,521,234,178	長期前受金収益化累計額	△ 6,317,425,456
未 収 金	277,134,749	長期前受金収益化累計額	△ 6,317,425,456
営 業 未 収 金	222,279,110	資 本 金	16,020,188,987
営 業 外 未 収 金	403,200	資 本 金	16,020,188,987
そ の 他 未 収 金	54,452,439	固 有 資 本 金	33,622,511
貸 倒 引 当 金	△ 80,676,267	繰 入 資 本 金	1,537,870,100
貸 倒 引 当 金	△ 80,676,267	組 入 資 本 金	14,448,696,376
貯 蔵 品	35,671,609	剰 余 金	687,713,894
原 材 料	35,671,609	資 本 剰 余 金	23,129,245
		受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
		利 益 剰 余 金	664,584,649
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	664,584,649
合 計	28,061,418,880	合 計	28,061,418,880



## 5 令和4年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化、配水池の新設及び水源地施設の更新による配水機能の強化を予定しています。

事業運営面では、給水戸数58,060戸を予定し、年間総給水量においては16,665千 $\text{m}^3$ を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込額で、水道料金等の営業収益2,481,197千円、長期前受金戻入等の営業外収益304,153千円を合わせた水道事業収益2,785,350千円に対しまして、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用2,386,898千円、企業債利息等の営業外費用122,111千円、予備費10,000千円を合わせて水道事業費用2,519,009千円を見込み、その結果、差引消費税を除きますと、189,884千円の純利益が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については、企業債509,000千円、負担金179,770千円、他会計補助金21,949千円、出資金67,200千円及び補助金45,000千円を合わせて資本的収入822,919千円を予定しています。支出については、送配水管施設の新設及び更新、老朽管更新、基幹管路の耐震化、配水池の新設等建設改良費1,638,621千円、企業債償還金393,248千円を合わせて資本的支出2,031,869千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,208,950千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営は厳しい状況ではありますが、「水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

# 令和3年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図るための汚水整備事業並びに浸水の防除を行う雨水整備事業を計画的に実施しました。

また、「伊勢市下水道事業経営戦略」を策定してから5年を経過することから、これまでの実績を踏まえ、投資財政計画を中心とした見直しを行いました。

### (1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量6,801,216<sup>3</sup>m、処理水量6,812,654<sup>3</sup>mとなり、前年度に比しそれぞれ、94,333<sup>3</sup>m、193,875<sup>3</sup>m増加しました。普及状況については、処理区域面積は1,914.3ha、処理区域内人口は71,333人で前年度に比しそれぞれ、44.2ha、1,052人増加し、普及率は58.2%となりました。また、水洗化人口は59,443人で前年度に比し1,597人増加し、水洗化率は83.3%となりました。

### (2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,725,117,770円、支出額3,426,921,987円の執行となり、298,195,783円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額2,875,588,921円、支出額4,543,684,133円の執行となり、建設改良費繰越財源2,614,339円を除くと、1,670,709,551円の収支不足となりましたが、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において2,002,225,000円、支出において2,106,000,000円を翌年度に繰り越しました。

### (3) 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道の第4期事業を進めるとともに、令和7年度を完成目標とする第5期事業の工事に着手しました。雨水対策としては、勢田川流域等浸水対策実行計画及び下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的に事業を進めました。

汚水整備事業は、流域関連公共下水道区域において汚水管渠を11,638m、マンホールポンプを3箇所整備し、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域においては、汚水管渠を27m整備し、汚水管渠布設延長は、合計で475,764mとなりました。

雨水整備事業は、黒瀬ポンプ場ポンプ増設の実施設計を行うとともに、桧尻第2排水区雨水幹線排水路整備の実施設計に着手しました。

下水道の施設管理については、吹上ポンプ場他2施設の機械・電気設備の更新工事を進めるとともに、施設の耐水化計画を策定しました。

以上が本年度における事業の概要であります。

今後も安全で快適な生活環境を実現するため、汚水事業では、事業計画に基づき供用区域の拡大を図り、水洗化の促進による下水道使用料の増収、業務の効率化及び経費節減に取り組むとともに、雨水事業では、勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき雨水ポンプ場・雨水幹線の整備を進めていきます。

## 2 下水道普及率

行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
122,580人	71,333人	58.2%

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R3.9.30	29	5	6	40
R4.3.31	(1) 29	5	6	(1) 40

\* ( ) は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和3年度伊勢市下水道事業予算執行状況		令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで		
区分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	3,995,033,000	3,928,289,299	66,743,701	98.3
営業収益	1,467,960,000	1,447,803,330	20,156,670	98.6
営業外収益	2,277,587,000	2,230,998,978	46,588,022	98.0
特別利益	249,486,000	249,486,991	△ 991	100.0
下水道事業費用	3,604,368,000	3,497,767,126	106,600,874	97.0
営業費用	3,116,034,000	3,023,481,053	92,552,947	97.0
営業外費用	478,259,000	474,212,069	4,046,931	99.2
特別損失	75,000	74,004	996	98.7
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,981,315,000	2,875,588,921	2,105,726,079	57.7
企業債	2,930,900,000	1,556,600,000	1,374,300,000	53.1
負担金	335,140,000	351,038,921	△ 15,898,921	104.7
国庫補助金	1,715,275,000	967,950,000	747,325,000	56.4
資本的支出	6,825,862,000	4,543,684,133	2,282,177,867	66.6
建設改良費	5,146,435,000	2,865,758,494	2,280,676,506	55.7
企業債償還金	1,677,927,000	1,677,925,639	1,361	100.0
諸支出金	1,500,000	0	1,500,000	0.0

(単位 円)

(2) 令和3年度伊勢市下水道事業損益計算書		令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	3,426,921,987	下水道事業収益	3,725,117,770
営業費用	2,937,466,538	営業収益	1,346,108,043
汚水管渠費	62,996,635	下水道使用料	1,016,017,446
雨水管渠費	13,144,220	他会計負担金	328,726,332
流域下水道 維持管理負担金	562,926,910	その他営業収益	1,364,265
ポンプ場費	93,201,727	営業外収益	2,148,003,253
処理場費	77,978,052	受取利息及び配当金	32,260
普及促進費	47,304,506	他会計負担金	1,084,597,000
業務費	96,596,638	他会計補助金	144,685,000
総係費	121,730,380	国庫補助金	150,000
汚水減価償却費	1,401,972,993	県補助金	313,000
雨水減価償却費	451,560,407	長期前受金戻入	916,925,201
資産減耗費	8,054,070	雑収益	1,300,792
営業外費用	489,386,926	特別利益	231,006,474
支払利息及び 企業債取扱諸費	472,657,890	その他特別利益	231,006,474
雑支出	16,729,036		
特別損失	68,523		
その他特別損失	68,523		
当期純利益	298,195,783		
合計	3,725,117,770	合計	3,725,117,770

(単位 円)

(3) 令和3年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和4年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	70,529,343,621	固 定 負 債	31,503,719,984
汚 水 有 形 固 定 資 産	51,581,696,527	企 業 債	31,288,101,105
土 地	367,464,507	建 設 改 良 等 企 業 債	31,288,101,105
立 木	3,119,863	引 当 金	215,618,879
建 物	1,188,020,172	退 職 給 付 引 当 金	215,618,879
減 価 償 却 累 計 額	△ 558,939,649	流 動 負 債	2,589,362,907
構 築 物	62,650,366,346	企 業 債	1,767,410,873
減 価 償 却 累 計 額	△ 13,742,240,768	建 設 改 良 等 企 業 債	1,767,410,873
機 械 及 び 装 置	3,184,037,835	未 払 金	787,550,259
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,338,015,804	営 業 未 払 金	249,576,388
車 両 運 搬 具	7,541,438	そ の 他 未 払 金	537,973,871
減 価 償 却 累 計 額	△ 6,843,163	預 り 金	12,959,566
工 具、器 具 及 び 備 品	27,185,376	預 り 金	12,959,566
減 価 償 却 累 計 額	△ 22,860,095	引 当 金	21,442,209
建 設 仮 勘 定	822,860,469	賞 与 引 当 金	17,966,910
雨 水 有 形 固 定 資 産	10,947,870,783	法 定 福 利 費 引 当 金	3,475,299
土 地	1,026,091,801	繰 延 収 益	29,213,890,758
建 物	2,711,652,717	長 期 前 受 金	42,006,106,063
減 価 償 却 累 計 額	△ 862,051,123	長 期 前 受 金	42,006,106,063
構 築 物	6,783,664,830	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 12,792,215,305
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,025,725,367	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 12,792,215,305
機 械 及 び 装 置	5,732,224,478	資 本 金	7,730,114,689
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,871,140,465	資 本 金	7,730,114,689
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	固 有 資 本 金	5,302,967,247
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,360,694	組 入 資 本 金	2,427,147,442
建 設 仮 勘 定	452,742,757	剰 余 金	1,186,812,221
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,999,776,311	資 本 剰 余 金	766,346,408
流 域 下 水 道 施 設 利 用 権	7,993,396,983	受 贈 財 産 評 価 額	138,083,020
電 話 加 入 権	75,000	他 会 計 負 担 金	282,198,153
ソ フ ト ウ ェ ア	6,304,328	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
流 動 資 産	1,694,556,938	補 助 金	216,649,080
現 金 預 金	1,351,019,758	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
現 金	100,000	利 益 剰 余 金	420,465,813
預 金	1,350,919,758	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	420,465,813
未 収 金	350,949,781		
営 業 未 収 金	231,456,821		
営 業 外 未 収 金	83,355,702		
そ の 他 未 収 金	36,137,258		

(単位 円)

(3) 令和3年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和4年3月31日	
借 方		貸 方	
貸 倒 引 当 金	△ 7,412,601		
貸 倒 引 当 金	△ 7,412,601		
合 計	72,223,900,559	合 計	72,223,900,559

## 5 令和4年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を27,232戸、年間総排水量を7,120千 $m^3$ 、一日平均排水量を19,507 $m^3$ と予定しています。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠敷設事業、汚水管渠更新事業、処理場更新事業、雨水管渠敷設事業、雨水管渠更新事業、ポンプ場築造事業、ポンプ場更新事業を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、収入については下水道使用料等の営業収益1,525,757千円、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入等の営業外収益2,529,643千円を合わせて下水道事業収益4,055,400千円を予定しています。支出については、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用3,226,282千円、企業債利息等の営業外費用461,959千円及び予備費10,000千円を合わせて下水道事業費用3,698,241千円を予定しています。その結果、差引き消費税を除きますと198,675千円の純利益が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については流域関連公共下水道事業費等に伴う企業債2,222,600千円、他会計負担金及び受益者負担金として負担金330,531千円、国庫補助金1,225,750千円を合わせて資本的収入3,778,881千円を予定しています。支出については、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水管渠整備、雨水管渠及びポンプ場の整備や更新、流域下水道建設負担金等建設改良費3,506,944千円、企業債償還金1,767,412千円、諸支出金1,500千円を合わせて資本的支出5,275,856千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,496,975千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え事業財政は厳しい状況であります。水洗化の促進による下水道使用料の増収を図りながら経費節減を行い効率的な事業運営に努め、市民サービスの向上、住環境の改善、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

## 伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和4年6月3日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

### 記

- 1 日 時 令和4年6月9日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第31号 伊勢市学校設置条例の一部改正について
  - 議案第32号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
  - 議案第33号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について
  - 議案第34号 令和4年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について
  - 議案第35号 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会委員の委嘱について
  - 議案第36号 図書館協議会委員の任命について



伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 4 年 6 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,095 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,458 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,916 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 104,748 人

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第198回総会を次のとおり招集します。

令和4年6月10日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年6月16日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 46 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 47 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、佐八学区まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 岩 崎 一 男

変更後 中 村 守

伊勢市公告第 48 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

令和 4 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 49 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

令和 4 年 5 月 27 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	登録番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 50 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、中島学区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 竹 内 正 幸

変更後 中 山 登

伊勢市公告第 51 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略